

山鹿市中学校部活動地域移行基本方針

“山鹿モデル”

「Jr. BUKATSU」

山鹿市教育委員会

令和6年12月

◇ 目次 ◇

1	策定の趣旨	2
2	山鹿市の現状と課題	2
3	部活動の目指す姿と基本方針	3
4	山鹿モデル「山鹿市Jr. BUKATSU」	4
	(1) 運営主体	
	(2) 加入登録	
	(3) 指導者	
	(4) 活動場所	
	(5) 運営経費・費用負担	
	(6) 推進体制	
	(7) 推進計画	

1 策定の趣旨

これまで中学校の部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、「諦めない力」「やり抜く力」「仲間と支えあう力」の習得による人間形成と社会的自立の基礎となり、指導者の責任の下、教育活動の一環として行われ、生徒の健全育成に大きな役割を担ってきました。

しかしながら、少子化の進展に伴う部員数の減少により、これまでと同じ体制では活動の維持が難しく、存続が厳しい状況となっています。加えて、教師の働き方改革が求められている中で、特に部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、そのことが長時間勤務の要因や、指導経験のない教師には多大な負担となっている。」と指摘されています。（文部科学省 R2.9「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」引用）

このような状況を受け、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置づけ、地域の実情に応じた休日における部活動の地域移行を推進することとしています。

また、熊本県においても、令和5年3月に、スポーツ及び文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、生徒にとって望ましいスポーツ及び文化・芸術環境となるよう「中学校における学校部活動の指針」を策定しています。

このような状況下、本市では中学校部活動の地域移行について早急に検討するため、生徒がスポーツ及び文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保を目的とした地域移行に関する意見を幅広く聴取する「山鹿市立中学校部活動地域移行検討会議」を令和6年9月に立ち上げました。

本方針においては、希望する生徒が自分のやりたいスポーツ及び文化・芸術活動に参加できる部活動の存続を念頭に、山鹿市の実情に応じた地域移行のあり方について、基本的な考え方を示すものです。

2 山鹿市の現状と課題

現在、山鹿市立中学校は5校で、令和6年度の生徒総数は、1,250人となっており、平成26年度と比べ167人（11.8%）の減少となっています。市内出生数の状況から見ると少子化による減少傾向は、今後も続くことが予測されます。

また、令和6年度の部活動は、スポーツ系・文化系あわせて53部あり、1、

2年生851人のうち、561人(65.9%)が加入しているものの部員数の減少と偏りにより、単一校では大会参加のみならず日々の活動においても成り立たないことから、すでに一部の種目では複数校による合同部活動が行われています。

一方、部活動を指導する立場の教職員の観点からは、指導を希望する種目が担当できなかつたり、勤務を要しない日の大会引率や指導が求められたりするなど、心身ともに大きな負担となっています。加えて、長時間にわたる指導への対価は十分に補償されているとは言えず、部活動は教職員のボランティア的労働に支えられていると言っても過言ではない状況です。さらに、一部で実施している合同部活動においては、練習時間や場所の調整、保護者や指導者間の連絡等、環境整備にかかる教職員の負担が増大するという、新たな課題を生じさせています。

また、国は「地域移行」の受け皿となる団体等について、民間スポーツクラブが充実している都市部の社会環境を前提としているものの、本市のような加入者が見込めずクラブ経営の採算が取れない地域にあっては、民間クラブへの地域移行は現実的に困難です。

3 部活動の目指す姿と基本方針

目指す姿

学校部活動で培われた教育的意義を継承し、学校と連携しながら生徒が自分のやりたいスポーツ及び文化・芸術活動に継続的かつ専門的に親しむことができる環境を確保、維持し、これらの特性に触れさせることにより生徒の資質・能力の向上を図ります。

基本方針

(1) 令和7年度から一部の種目について、休日における部活動の地域移行をモデルとして先行実施し、その後条件や環境が整った種目から休日及び平日への地域移行を進めます。

(2) 学校連携型合同部活動(拠点校型^{※1}を含む)を発展的解消し、山鹿モデルとして新たに1市1クラブ「山鹿市 Jr. BUKATSU」(以下「山鹿市 Jr.」)を立ち上げます。

(3) 「山鹿市 Jr.」の運営のもと一定数の部員と希望にそった指導者の確保に努め、持続可能な部活動環境を整えます。

※1 在籍校に希望する部活動がない場合に参加を希望する生徒を当該種目の部活動のある学校が日常的に受け入れる方式。

4 山鹿モデル「山鹿市J r . BUKATSU」

(1) 運営主体

「山鹿市J r .」の事業を担う運営主体は、新たなNPO法人、又は既存の団体（山鹿市スポーツ協会、山鹿市文化協会、やまが総合スポーツクラブ等あるいは直接行政）が、国のガイドラインや本指針を遵守しながら担うものとし、運営方針策定や経理事務をはじめ指導者・会場等の調整確保等、運営に係る全ての業務を行うものとしします。

(2) 加入登録

「山鹿市J r .」に加入を希望する者は、運営主体に対し、原則毎年4月に加入の申込を行うものとし、その情報については学校と情報共有します。運営主体は加入した者を、一括して傷害保険への加入手続きを行います。

(3) 指導者

クラブにおける指導者は、それぞれの競技、文化活動においての経験や専門的知識を有する市立学校の教職員及び地域住民のうち指導を希望するものが、「山鹿市J r .」に登録するものとしします。また、指導者となるものは、安全、健康管理等に係る知識の習得又は、研修を受講し、さらに教職員にあっては、兼職兼業を認められたものとしします。なお、熊本県地域クラブサポーターバンクに登録している者を活用する場合があります。

(4) 活動場所

各学校施設のほか、合同練習等の活動がしやすいように山鹿市が所有する社会教育・体育等全ての公共施設を活動場所とし、「山鹿市J r .」が調整・手続きすることとしします。

また、合同練習場所への移動は、自転車やスクールバス・タクシー、保護者の送迎など、安全かつ効率的な移動手段を利用します。

(5) 運営経費・費用負担

運営主体が行う「山鹿市J r .」事業に係る運営経費のほか、大会出場に必要な費用や指導者への報酬、その他継続的な活動に必要な費用は、原則受益者（保護者）の負担により賄うものとし、必要に応じて行政等から支援を行います。なお、保護者の経済的理由により参加する機会が損なわれないよう、減免等の措置

を講じるものとしします。

(6) 推進体制

「山鹿市J r .」事業の運営が円滑かつ持続可能となるよう、教育委員会（行政）は、活動場所となる施設の減免や、全国大会等への出場支援に努めます。

また、各中学校においては、「山鹿市J r .」との連絡調整をはじめ、生徒のみならず指導者となる教職員の活動を理解し、協力します。

なお、本指針が目指す目標の達成を推し進めるため、新たな組織を設立し、進捗状況確認やさらなる協議を行っていくものとしします。

(7) 推進計画

本指針に示す地域移行が、確実に完了するための具体的取り組み等については、教育委員会において別に定めます。

学校部活動と地域移行山鹿モデル「山鹿市 Jr.」の違い

	学校部活動	山鹿市 Jr.
位置付け	学校教育活動の一環	学校と連携して行う 地域クラブ活動
参加の範囲	在籍する学校の生徒	山鹿市内中学校の全生徒
クラブの種目	在籍する学校にある部活	山鹿市内中学校で部活動として実施されている種目を基本とし、生徒が望むスポーツ・文化芸術
運営主体	在籍する学校	山鹿市 Jr.
保険(事故対応)	(独行) 日本スポーツ振興センター (学校管理下の事故として)	(公財) 日本スポーツ安全協会 (学校管理下外の事故として)
指導者	学校の教職員 (部活動指導員を含む)	地域指導者 希望する教職員等(兼職兼業)
報酬受給	部活動指導員のみ(市教委負担)	全指導者へ支給
活動場所	在籍する学校	学校及び公共施設
運営経費の負担	各学校の PTA 会費 各部の保護者会費	原則受益者負担 (クラブ年会費・月謝、 各種目の保護者会費)
大会への参加	学校単位	山鹿市 Jr. (いわゆる合同チーム)

